

社会福祉法人 射水福社会

一般事業主行動計画

「仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを目指して、次のように行動計画を策定する。」

1 計画期間

2026年2月1日～2030年1月31日

2 当法人の課題

今般、男性職員の育児休業取得率がゼロである現状に鑑み、「子育て目的の休暇取得率・連続した休暇の取得率」の数値目標を追加する。

3 目標と取組内容・実施時期

男性職員の「子育て目的の休暇取得率50%・連続した休暇の3日以上取得率25%」の数値目標を追加する。

時間外労働時間(月1時間未満)は、特に25歳～39歳に配慮するなど現状を維持する。

〈実施時期・取組内容〉

2026年4月～ 所属長は、子どもが生まれる男性職員に対して面談を行い年次休暇の取得を促すとともに、各事業所で必要に応じて臨時の応援体制をつくるなど、休暇が取得しやすい環境を醸成する。

2026年4月～ 所属長は、引き続き時間外労働時間(月1時間未満)について現状を維持するよう、各事業所で必要に応じて勤務の割振りや応援体制をつくるなど、時間外労働時間の縮減に努める。